

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月31日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 グローバル・コ・ヘッド・オブ・ストラクチャリング
(Global Co-Head of Structuring)
レジ・ベニシュー
(Régis BENICHOU)

【本店の所在の場所】 フランス国、パリ・ラ・デファンス・セデックス、92920
ケ・デュ・プレジドン・ポール・ドゥメール 9番地
(9, Quai du Président Paul Doumer
92920 Paris la Défense Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 子 晃
弁護士 芳 川 瑛 子

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-4710
03-6888-4745

【届出の対象とした売出有
価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 4,000,000ニュージーランドドル（円貨相当額246,760,000円）
35,000,000南アフリカランド（円貨相当額325,150,000円）
（株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2012年7月26日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1ニュージーランドドル=61.69円および1南アフリカランド=9.29円の換算レートで換算している。）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月20日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額および利率が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3 【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(売出短期社債を除く。)】

< 訂正前 >

ニュージーランドドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2016年8月22日満期 ニュージーランドドル建社債(注1)	4,000,000ニュージーランドドル (予定)(注2)	4,000,000ニュージーランドドル (予定)(注2)	マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000ニュージーランドドル	年率(未定)% (年率4.00%から6.00%までを仮条件とする。)(注2)	2月22日 および8月22日	2016年8月22日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCA-CIBの2012年6月18日付ストラクチャード・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2012年8月22日に発行される（以下「発行日」という。）。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。
上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本社債に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案した上で、2012年7月下旬までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(中略)

南アフリカランド建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2016年8月22日満期南アフリカランド建社債(注1)	35,000,000 南アフリカランド (予定)(注2)	35,000,000 南アフリカランド (予定)(注2)	マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	5,000南アフリカランド	年率(未定)% (年率6.00%から8.00%までを仮条件とする。)(注2)	2月22日 および8月22日	2016年8月22日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCA-CIBの2012年6月18日付ストラクチャード・ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2012年8月22日に発行される(以下「発行日」という。)。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本社債に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案した上で、2012年7月下旬までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(後略)

<訂正後>

ニュージーランドドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2016年8月22日満期ニュージーランドドル建社債(注1)	4,000,000ニュージーランドドル (注2)	4,000,000ニュージーランドドル (注2)	マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000ニュージーランドドル	年率5.00%	2月22日 および8月22日	2016年8月22日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCA-CIBの2012年6月18日付ストラクチャード・ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2012年8月22日に発行される(以下「発行日」という。)。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

(中略)

南アフリカランド建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポ レート・アンド・インベストメン ト・バンク 2016年8月22日満期南 アフリカランド建社債(注1)	35,000,000 南アフリカランド (注2)	35,000,000 南アフリカランド (注2)	マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	5,000南アフリカランド	年率6.80%	2月22日 および8月22日	2016年8月22日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCA-CIBの2012年6月18日付ストラクチャード・ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2012年8月22日に発行される(以下「発行日」という。)。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

(後略)

2 【売出しの条件】

< 訂正前 >

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2012年8月6日から 同年8月22日まで	ニュージーランド ドル建社債 額面金額 1,000 ニュージーランド ドル 南アフリカランド 建社債 額面金額 5,000南アフリカ ランド	なし	売出人の日本国内の本店お よび各支店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- 本社債の受渡期日は、2012年8月23日(日本時間)である。
- 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰下げることがある。
- 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、

もしくは米国人のために、本社債の募集、売しまたは販売を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

- (5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国(United States Person)に対して本社債の募集、売しまたは交付を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)において定義された意味を有する。

社債の概要

1 利息

ニュージーランドドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2012年8月22日(当日を含む。)から2016年8月22日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月22日および8月22日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき、(未定)ニュージーランドドルである。

利払日または満期日(下記「2 償還および買入れ(a) 満期償還」に定義する。)が営業日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該利払日または満期日にかかる支払は翌営業日に繰下げられる。当該利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

「社債の概要」において

「営業日」とは、()東京、()ロンドン、()ニューヨーク市、()オークランドおよび()ウェリントンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済ならびに一般業務(外国為替および外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

(中略)

南アフリカランド建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2012年8月22日(当日を含む。)から2016年8月22日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月22日および8月22日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額5,000南アフリカランドの各本社債につき、(未定)南アフリカランドである。

利払日または満期日(下記「2 償還および買入れ(a) 満期償還」に定義する。)が営業日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該利払日または満期日にかかる支払は翌営業日に繰下げられる。当該利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

「社債の概要」において

「営業日」とは、()東京、()ロンドン、()ニューヨーク市および()ヨハネスブルグにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済ならびに一般業務(外国為替および外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

(後略)

<訂正後>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2012年8月6日から 同年8月22日まで	ニュージーランド ドル建社債 額面金額 1,000 ニュージーランド ドル 南アフリカランド 建社債 額面金額 5,000南アフリカ ランド	なし	売出人の日本国内の本店および各支店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2012年8月23日(日本時間)である。
- (2) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出または販売を行ってはならない。この「摘要(3)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売出または交付を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)において定義された意味を有する。

社債の概要

1 利息

ニュージーランドドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2012年8月22日(当日を含む。)から2016年8月22日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月22日および8月22日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき、25.00ニュージーランドドルである。

利払日または満期日(下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義する。)が営業日(以下に定

義する。)以外の日にあたる場合には、当該利払日または満期日にかかる支払は翌営業日に繰下げられる。当該利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

「社債の概要」において

「営業日」とは、()東京、()ロンドン、()ニューヨーク市、()オークランドおよび()ウェリントンにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済ならびに一般業務(外国為替および外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

(中略)

南アフリカランド建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2012年8月22日(当日を含む。)から2016年8月22日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月22日および8月22日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額5,000南アフリカランドの各本社債につき、170.00南アフリカランドである。

利払日または満期日(下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義する。)が営業日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該利払日または満期日にかかる支払は翌営業日に繰下げられる。当該利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

「社債の概要」において

「営業日」とは、()東京、()ロンドン、()ニューヨーク市および()ヨハネスブルグにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済ならびに一般業務(外国為替および外貨預金を含む。)を行っている日をいう。

(後略)